

秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例

平成18年9月26日

条例第50号

秩父市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成17年秩父市条例第188号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、土砂等の堆積に関し、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂等の堆積を防止し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂、岩石及びこれらに混入し、又は付着した物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 土砂等の堆積 埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をいう。

（市の責務）

第3条 市は、無秩序な土砂等の堆積を防止するため、市民及び事業者に対して市民の生活の安全の確保、生活環境の保全に関する知識の普及並びに意識の高揚を図るとともに、土砂等の堆積を監視する体制の整備に努めるものとする。

（土砂等の堆積を行う者の責務）

第4条 土砂等の堆積を行う者は、土砂等の堆積を行うに当たり、あらかじめ土砂等の堆積を行おうとする土地周辺の関係者の理解を得るとともに、苦情又は紛争が生じたときは、自らの責任において、誠意をもって解決に当たらなければならない。

（災害発生防止のための措置）

第5条 土地の所有者、管理者又は占有者は、無秩序な土砂等の堆積により、土砂等の流出、崩壊その他の災害が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

2 土砂等の堆積を行う者は、その堆積に係る土砂等の流出、崩壊その他の災害の発生の防止のため、必要な措置を講ずるとともに、土砂等の堆積を行う土地の周辺の生活環境の保全に配慮しなければならない。

(汚染された土砂等の堆積の禁止)

第6条 土砂等の堆積を行う者は、鉛、砒^ひ素、トリクロロエチレンその他の規則で定める物質による汚染の状態が規則で定める基準（以下「土壌基準」という。）に適合しない土砂等を土砂等の堆積に使用してはならない。

2 市長は、土壌基準に適合しない土砂等が土砂等の堆積に使用され、又は使用されているおそれがあると認めるときは、土砂等の堆積を行っている者又は土砂等の堆積に係る工事を請け負った者若しくは工事を行っている者に対し、直ちに当該土砂等の堆積を停止し、又は期限を定めて、当該土砂等の除去その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(土砂等の堆積の許可)

第7条 土砂等の堆積を行おうとする者は、土砂等の堆積に係る土地の区域ごとに、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の堆積については、この限りでない。

(1) 土砂等の堆積に係る土地の区域の面積が500平方メートル未満の土砂等の堆積。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 同時期に2以上の区域において土砂等の堆積を行う場合で、その区域の合計した面積が500平方メートル以上となり、かつ、一体的に土砂等の堆積を行うと認められるもの

イ 最後に土砂等の堆積が行われてから5年を経過していない区域と近接又は隣接する土地において土砂等の堆積（当該区域と一体的に土砂等の堆積を行うと認められないものを除く。）を行う場合で、当該区域との合計した面積が500平方メートル以上となるもの

ウ 当該土砂等の堆積を行うことにより当該土地の地盤の高さが1メートル以上変動することとなるもの。ただし、当該土砂等の堆積の着手の日前5年以内に土砂等の堆積が行われていた場合、その堆積前の地盤の高さを基準とするものとする。

- (2) 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）第16条第1項の規定により埼玉県知事の許可を受けなければならない土砂等の堆積
 - (3) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂等の堆積で当該事業の区域内における土砂等のみを用いて行うもの
 - (4) 法令の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂等の堆積
 - (5) 国又は地方公共団体が行う土砂等の堆積
 - (6) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち無秩序な土砂等の堆積となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂等の堆積
 - (7) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂等の堆積
 - (8) その他無秩序な土砂等の堆積のおそれがないものとして規則で定める土砂等の堆積
- （事前協議）

第7条の2 前条の許可を受けようとする者は、当該許可の申請前に、別に定めるところにより、市長と協議しなければならない。

2 前項の規定は、第11条第1項に規定する変更の許可について準用する。

（許可の申請）

第7条の3 第7条の許可を受けようとする者は、土砂等の堆積に関する計画を定め、市長に申請しなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土砂等の堆積に係る土地の区域の所在及び面積
- (3) 土砂等の堆積の目的
- (4) 土砂等の堆積に使用される土砂等の採取場所及び搬入経路
- (5) 最大堆積時において土砂等の堆積に用いる土砂等の数量
- (6) 最大堆積時及び土砂等の堆積の完了時における土地の形状
- (7) 施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (8) 事業の現場管理責任者の氏名及び住所
- (9) 周囲の生活環境の保全のための方策

- (10) 排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (11) 土砂等の堆積を行う期間
- (12) その他規則で定める事項

3 第1項の規定による許可の申請には、当該申請に係る土砂等の堆積に係る土地の区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(土砂等の試料の提出)

第8条 第7条の許可を受けようとする者は、規則の定めるところにより、前条第2項第4号に定める採取場所における土砂等の試料及び当該土砂等が土壌基準に適合していることを証明する書類を、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、農地改良のために行う高さ30センチメートル以内の土砂等の堆積については、この限りでない。

(住民への周知)

第9条 第7条の許可を受けようとする者は、第7条の2の規定による事前協議を行う前に、別に定めるところにより事前説明会等を実施し、その概要を当該土砂等の堆積に係る土地の区域の周辺の住民に周知しなければならない。

(許可の基準等)

第10条 市長は、第7条の3第1項の規定による許可の申請があった場合において、土砂等の堆積に関する計画の内容が、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、第7条の許可をしてはならない。

(1) 次に掲げる事項について、土砂等の流出、崩壊その他の災害を防止する上で必要な規則で定める基準に適合していること。

ア 土砂等の堆積の完了時及び最大堆積時において堆積する土砂等の高さ及びのり面の勾配

イ 排水施設、擁壁その他の施設

ウ 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置

(2) 第7条の2の規定による事前協議を終えていること。

(3) 第8条の規定による土砂等の試料及び当該土砂等が土壌基準に適合していることを証明する書類を提出していること。

(4) 前条の規定による住民への周知を行っていること。

(5) 堆積に用いる土砂等が、埼玉県内において採取した土砂等（過去に埼玉県外から埼玉県内に搬入された土砂等を採取する場合にあっては、当該土砂等が埼

玉県内に搬入された日から5年を経過したものに限る。) であって、当該土砂等の採取場所から直接搬入されるものであること。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、第7条の3第1項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該許可の申請に係る施工者が第1号又は第4号に該当するときは、第7条の許可をしない。

(1) 土砂等の堆積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合

(2) 土砂等の堆積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合

(3) 第8条の規定により市長に提出した試料が土壌基準に適合していないと認められた場合

(4) 秩父市暴力団排除条例（平成24年秩父市条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者であると認められた場合

3 市長は、第7条の許可には、夜間における土砂等の堆積の禁止その他必要な条件を付することができる。

（変更の許可）

第11条 第7条の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る第7条の3第2項に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則の定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可の場合について準用する。

（変更の届出）

第12条 許可事業者は、当該許可に係る事項について前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第13条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により、第7条又は第11条第1項の許可を受けたとき。
 - (2) 第7条の許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る土砂等の堆積に着手しなかったとき。
 - (3) 第7条の許可に係る土砂等の堆積に着手した日後1年を超える期間引き続き土砂等の堆積を行っていないとき。
 - (4) 第10条第3項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。
 - (5) 第11条第1項の規定に違反して同項に規定する変更の許可を受けずに土砂等の堆積を行ったとき。
 - (6) 第18条の規定により市長に提出した試料が土壌基準に適合していないと認められたとき。
 - (7) 第20条第1項から第3項までの規定による命令に違反したとき。
- 2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該取消しに係る土砂等の堆積に使用された土砂等の全部の除去その他必要な措置を講じなければならない。

（標識の掲示）

第14条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積を行っている間、当該土砂等の堆積に係る土地の区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

（関係書類の閲覧）

第15条 許可事業者は、規則の定めるところにより、当該許可に係る土砂等の堆積を行っている間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを、土砂等の堆積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（着手等の届出）

第16条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積に着手（中止した事業の再開を含む。以下この条から第18条までにおいて同じ。）をしたときは、当該着手をした日から起算して3日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（定期報告）

第17条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間を3か月ごとに区分した各期間（最後に3か月未満の区分した

期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。) ごとに、当該各期間の経過後 20 日以内に、当該各期間内に搬入した土砂等の採取場所及び当該採取場所ごとの数量を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出には、土砂等の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(堆積に係る土地の汚染調査)

第 18 条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積に着手をした日から起算して 7 日以内及び 6 か月ごと (土砂等の堆積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間が 6 か月に満たない場合にあっては、完了又は廃止のとき。) に 1 回、当該土砂等の堆積に係る土地の区域の土砂等について、規則の定めるところにより試料を採取し、市長に提出するとともに汚染の状況についての調査を行い、その結果を市長に届け出なければならない。ただし、農地改良のために行う高さ 30 センチメートル以内の土砂等の堆積については、この限りでない。

(廃止の届出等)

第 18 条の 2 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積を廃止し、又は中止したときは、廃止又は中止した日から起算して 10 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積を廃止し、又は中止したときは、当該土砂等の堆積に使用された土砂等による災害の防止その他必要な措置を講じなければならない。

- 3 第 1 項の規定による廃止の届出があったときは、第 7 条の許可は、その効力を失う。

- 4 市長は、第 1 項の規定による廃止又は中止の届出があったときは、速やかに、第 2 項の措置が講じられているかを確認し、必要な措置が講じられていない場合は、その旨を当該許可事業者に通知するものとする。

- 5 前項の規定による通知を受けた許可事業者は、土砂等による災害の防止その他必要な措置を講じなければならない。

(完了の届出等)

第 19 条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積を完了したときは、完了した日から起算して 10 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る土砂等の堆積が、第10条第1項の規定による許可の基準に適合しているかの確認を行い、その結果を当該許可事業者へ通知するものとする。

3 許可事業者は、前項の規定により、第10条第1項の規定による許可の基準に適合していない旨の通知を受けたときは、第1項の規定による届出に係る土砂等の堆積について、当該許可の基準に適合するよう必要な措置を講じなければならない。

(措置命令)

第20条 市長は、堆積した土砂等による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可事業者に対し、当該土砂等の堆積を停止し、又は期限を定めて、当該堆積に使用された土砂等による災害の防止その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 市長は、許可事業者が当該許可（第11条第1項の許可を受けた者にあつては、その許可）を受けた土砂等の堆積に関する計画に従って土砂等の堆積を行っていないと認めるときは、当該許可を受けた者に対し、期限を定めて、当該堆積に使用された土砂等の全部又は一部の除去その他その改善に必要な措置を講ずることを命ずることができる。当該許可期間の終了後においても、同様とする。

3 市長は、第18条の2第5項又は前条第3項の規定に違反した許可事業者に対し、期限を定めて、当該違反に係る土砂等の堆積に使用された土砂等の全部又は一部の除去その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

4 市長は、第13条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、当該違反に係る土砂等の堆積に使用された土砂等の全部の除去その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

5 市長は、第7条又は第11条第1項の規定に違反して土砂等の堆積を行った者（当該土砂等の堆積を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の堆積を行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、土砂等の堆積の中止を命じ、又は期限を定めて、土砂等の全部の除去その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(公表)

第20条の2 市長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(土地所有者等に対する勧告)

第21条 市長は、土砂等の堆積が行われた土地において、土砂等の流出、崩壊その他の災害により、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、その土地の所有者、管理者又は占有者に対し、土砂等の流出、崩壊その他の災害を防止するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告の徴収)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の堆積を行う者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の堆積を行う者の事務所若しくは事業所又は土砂等の堆積の場所に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要な分量に限り、堆積の場所の土砂等を採取させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第2項の規定による命令に違反した者
 - (2) 第7条又は第11条第1項の規定に違反し、許可を受けずに土砂等の堆積を行った者
 - (3) 第18条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (4) 第20条第1項、第2項、第4項又は第5項の規定による命令に違反した者
- 2 第20条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条の規定に違反して標識を掲示しなかった者
 - (2) 第16条、第17条第1項、第18条の2第1項及び第19条第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (3) 第22条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
 - (4) 第23条第1項の規定による検査若しくは採取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 4 第12条の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料を科する。

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の秩父市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に、前項の規定による改正前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。